



国民健康保険(国保)についてのお知らせ



国民健康保険税の税率が変わります ～国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします～

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるよう、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。

病院などがかかった医療費は、加入者が一定割合を支払い、残りの費用は国保が負担しています。保険税は、こうした医療費の支払いに必要不可欠な財源となっています。

令和元年度以降、国民健康保険基金(貯金)を使い税率の上昇を抑制してきたところですが、1人あたりの医療費負担が増加傾向にあることや基金の状況から、大変厳しい財政状況が予想されます。

将来にわたり国保制度を安定的に継続していくため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

令和6年度国民健康保険税率



今年度の税率変更のポイント

- ・法令の改正に伴い、課税限度額を見直しました。
- ・岐阜県から示された標準保険料率(一定の方式で算定した笠松町の標準的な保険料率)を参考に保険税率の改正を行いました。
- ・応能・応益(注1)の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を行いました。

国民健康保険税(年間)			令和5年度	令和6年度
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	7.0%	7.54%
	均等割額	加入者1人につき	30,500円	31,900円
	平等割額	1世帯につき	20,800円	21,900円
	課税限度額		650,000円	650,000円
後支援金高齢者分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.8%	2.85%
	均等割額	加入者1人につき	11,500円	11,800円
	平等割額	1世帯につき	7,800円	8,100円
	課税限度額		220,000円	240,000円
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.3%	2.34%
	均等割額	加入者1人につき	11,900円	12,000円
	平等割額	1世帯につき	6,100円	6,100円
	課税限度額		170,000円	170,000円



(注1) 応能:経済的負担能力に応じたもの(所得割額)
応益:被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・不用物でお困りのときは 笠松町許可業者

TO MAKE EVERYDAY BETTER

(株)高島衛生

岐南町平成6-110
☎058-248-0089
<https://t-eisei.co.jp>

TAKASHIMA EISEI CO., LTD.

QRコード

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注2)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。

ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。
また、軽減判定所得基準額を引き上げることで、軽減制度を拡充しました。

軽減割合	軽減判定基準額	
	令和5年度	令和6年度
7割軽減	[43万円+B×10万円]以下の世帯	[43万円+B×10万円]以下の世帯
5割軽減	[43万円+(B×10万円)+(29万円×A)]以下の世帯	[43万円+(B×10万円)+(29.5万円×A)]以下の世帯
2割軽減	[43万円+(B×10万円)+(53.5万円×A)]以下の世帯	[43万円+(B×10万円)+(54.5万円×A)]以下の世帯
	A…世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 B…給与所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者の数から1を引いた数	

(注2) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます!



どんないいことがあるの?

より良い医療が
可能に!

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる!



手続きなしで限度額を超える
一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される!



自身の健康管理に
役立つ!

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる!



オンラインで医療費控除が
より簡単に!

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに!



健康保険証として
ずっと使える!

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



保険証として利用するには**申し込みが必要**です!

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、
申し込みが必要です。申し込みは『**マイナポータル**』で行
うことができます。

▼マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続き
の検索やオンライン申請がワンストップで
できたり、行政からのお知らせを受け取るこ
とができたりする自分専用のサイトです。



問住民課 ☎388-1115

令和6年7月号
第1166号